

松江市障がい基本計画（第2次）

平成28年3月

（松江市障がい基本計画 第1次 平成19年3月）

（松江市障がい基本計画 第2次 平成28年3月）

松江市

基本理念

I. 計画の基本理念

1. 地域住民と共生する社会の実現

障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会の中でお互いを尊重し、理解しながら、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

2. 住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現

障がいのある人自らが選択した地域において、あらゆる分野の活動に参加する権利を有することを前提に、必要な支援を受けながら、身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現を目指します。

II. 基本方針及び施策の体系

1. 障がいのある人の人権尊重・相互理解の推進

障がいのある人は、その障がいの種別や程度に関わりなく、その人間としての尊厳が尊重されるべき生まれながらの権利を有しています。

障がいのある人一人ひとりの人権を尊重することを、あらゆる施策の基本とし、障がいを理由とする差別から生ずる誤解や偏見を解消するための相互理解を促進し、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。

(1) 人権尊重の推進

① 差別・虐待の禁止（障がい者差別解消条例の策定）

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」の制定を契機として、合理的配慮^{1*}のガイドラインなどを定めることにより、障がいに対する市民相互の理解を深めて、差別解消の取り組みを進めます。

また、「松江市障がい者虐待防止センター」との連携により、虐待の防止を図ります。

② 権利擁護の推進

判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう「成年後見制度」の利用を促進するとともに、市民を対象とした市民後見人の養成、確保と活動しやすい体制整備を進めます。

¹障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(2) 相互理解の推進

① 啓発・広報の推進

障がいに対する差別や偏見、社会的障壁を取り除くために、合理的配慮のガイドラインや障がいを理解するための分かりやすい啓発資料などを作成するとともに、「(仮) 松江版あいサポート研修」の実施や学校教育における障がいの特性を理解する学習を進めます。

また、市民、企業などが行う相互理解の取り組みに対する表彰制度を創設し、人権意識の啓発や広報の推進を図ります。

② 地域交流と社会参加の推進

自治会行事、スポーツ・レクリエーション行事、その他の生涯学習、地域防災訓練などにおいて、参画しやすい地域交流の場と社会参加の場づくりを進めます。

2. 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、いつでも相談できる体制づくりやニーズに適したサービス提供のできる体制づくりをします。さらには「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」を推進させ、社会的障壁の除去をソフト・ハード両面で図ります。

また、身近な地域における社会資源の活用や関係機関との連携、地域住民の参画により、地域の連帯感や防災意識の醸成を図ることで、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 相談支援体制の充実

① ライフステージに応じた相談支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、乳幼児期から成人期、高齢期まで切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

総合相談窓口としての「まつえ障がい者サポートステーション絆」を中心に関係機関と連携した相談体制の充実を進めます。

また、医療や支援を必要としながらも、これらの機関につながっていない人とその家族については、保健師等による家庭訪問等により支援を行います。

障がいのある人の自立のためには、家族支援も重要であることから、家族会活動などの支援にも努めます。

ア. 障がいのある子どもの相談支援の充実

「松江市発達・教育相談支援センター(エスコ)」を中心に保育所(園)、幼稚(幼保)園、学校、療育機関などが連携した支援体制の充実を図ります。

イ. 障がいのある人の相談支援の充実

「公共職業安定所（ハローワーク）」、「松江障害者就業・生活支援センターぷらす」や「松江市暮らし相談センター」などの関係機関との連携を強化し、就労や暮らしに関する相談をしやすい体制をつくります。

ウ. 高齢の障がいのある人の相談支援の充実

障がいのある人の高齢化に対応し、医療や介護の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みを進めます。

② 医療との連携

相談支援専門員と医療機関とが円滑に情報の共有化を図ることができるよう、福祉と医療機関との連携をさらに強化します。

③ 人材の育成・確保

多様化する相談ニーズに的確に対応できるよう、相談支援専門員の人材確保とスキルアップを図ります。

④ 困難事例のサポート

課題が複雑で既存の制度で解決できない困難事例のサポートについては、障がい者総合支援協議会との有機的な連携と、より専門性の高いスキルを持つ相談支援専門員（スーパーバイザー）の配置など、一層の相談支援体制の充実を図ります。

(2) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付など）のサービス量を確保するとともに、サービス提供の質の確保と、サービスを支える人材を育成します。

(3) 障がいのある人にやさしいまちづくり

バリアフリー新法及び松江市ひとにやさしいまちづくり条例などに基づき、道路、公園や公共施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化をより一層進め、社会参加の促進と安全の確保を図ります。

(4) 緊急時・災害時の支援及び平時からの防災体制の整備

緊急時・災害時の福祉避難所の確保を図るとともに、要援護者である障がいのある人を、地域住民が日常的に支援することができるよう「災害時要援護者避難支援登録制度」の活用を進めます。

また、避難情報などについては、合理的配慮に基づく情報提供に努めるものとし、防災訓練の実施により、平時から災害に対する意識の備えを進めます。

3. 障がいのある子どもが健やかに育つ環境の実現

「子育て環境日本一・松江」として、障がいの有無に関係なく全ての子どもたちが健やかに成長できる子育て環境の実現を目指します。

(1) 保育・教育、療育の充実

① 共に過ごす機会の保障

すべての保育所（園）・幼稚（幼保）園・学校での障がいのある子どもの受け入れに取り組むとともに、交流及び共同学習を積極的に進めることにより、相互理解を促進します。

② 環境の充実

保育所（園）・幼稚（幼保）園・学校において、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を提供するなど、保育、療育及び特別支援教育の充実を図ります。

(2) 日常生活の支援

① 居場所づくり

全ての子どもたちが放課後や休日の時間を有意義に過ごすことができるように、障がいの有無に関係なく、誰もが集え、交流できる環境を整えます。

② 地域での取り組み

子どもの成長を地域で支えあうことも重要です。地域での相互理解を進め、障がいに対する偏見や障がいのある人に対する差別のない社会を作るために、「あったかスクラム事業」や子供会、自治会行事などで交流できる場づくりを進めます。

(3) 早期の就労支援

社会体験（働く体験）事業などの充実や、本人の意思と適性を見極めながら、学齢期からの早期就労支援施策を実施し、卒業後の進学や就職について、学校、関係機関と連携して取り組みます。

(4) 保護者の支援

保護者などに対する障がい福祉サービスの周知と障がいのある子どもへのサービス利用促進に努めます。あわせて、保護者へのレスパイトケア、心理的、経済的な負担軽減を図ることで、安心して子育てできる環境を整備します。

また、悩みを抱える保護者が身近に相談するためのペアレントメンター^{2*}の仕組みづくりを進めます。

4. 障がいのある人の自立した地域生活の実現

障がいの種別や程度に関わらず、自らの意思で選択・決定し、地域で自立した生活を営むことは生活の質の向上を図る上で大切なことです。障がいのある人が地域で生活するという考え方を具体化するために障がい福祉計画に基づく施策を進めます。

² 平成 22 年度より厚生労働省の「発達障がい者支援体制整備事業」に組み込まれた事業のひとつ。「ペアレント」とは親、「メンター」とは「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレントメンターは発達障害のある子を持つ親の立場で、発達障害の診断を受けたばかりの子どもの親や、様々な子育ての疑問を持つ親に対し、共感的に悩みを聞いたり、地域の情報提供を行ったりしながら寄り添い支えていく『同じ立場の親による親支援』として活躍が期待されている人材です。

(1) 社会参加を支援

① 情報コミュニケーションの支援

障がいのある人が必要な情報を必要な時に自ら手に入れることができるよう、インターネットやファックス、点字・録音媒体などを活用した、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、手話などの普及、日常のコミュニケーションを確保するための支援体制の充実を図ります。

② 日常生活の支援・外出の支援

スポーツ・レクリエーションなどへの参加、オープンカレッジなどの生涯学習や地域行事への参加のほか、就労機会の提供など、社会参加を積極的に支援します。医療機関への通院や社会参加・交流のために必要な移動手段のあり方を見直し、障がいのある人が社会参加しやすい体制をつくります。

(2) 就労を支援

① 関係機関との連携強化

「公共職業安定所（ハローワーク）」、「松江障害者就業・生活支援センター（ぷらす）」、その他就労関係機関が連携しながら就労支援に取り組めるように、就職前の相談から就職後のフォローアップによる職場の定着化までも含めた、総合的に就労支援できる体制を整備します。

② 企業の支援

合理的配慮の積極的実施及びその普及に貢献した企業に対する差別解消などに対する表彰制度を創設します。さらに、障がい者雇用企業の新たな掘り起しと、雇用拡大につながる制度や仕組みを構築します。

(3) 住まいの確保の支援

地域で自立した生活を送るための住まいを確保できるように、保証人制度を活用するとともに、住まいサポート体制の仕組みを構築します。また、障がい者総合支援法の地域生活事業（住宅改修）の活用により住宅のバリアフリー化を図ります。

(4) 地域移行・定着を支援

① 地域移行の推進

病院や障害者支援施設から地域における生活へ円滑に移行できるように、障害者総合支援法に基づく地域移行支援サービスの利用を推進し、保健・医療・福祉・地域が連携した相談支援を図ります。

② 地域定着の推進

地域生活へ移行した人が継続して地域で生活できるように、障害者総合支援法に基づく地域定着支援サービスの利用を推進し、常時の連絡体制や緊急対応体制の充実を図ります。

また、民生児童委員や自治会、公民館などにおける地域活動と連携した支援体

制づくりを進めます。

③ 地域生活支援拠点整備の検討

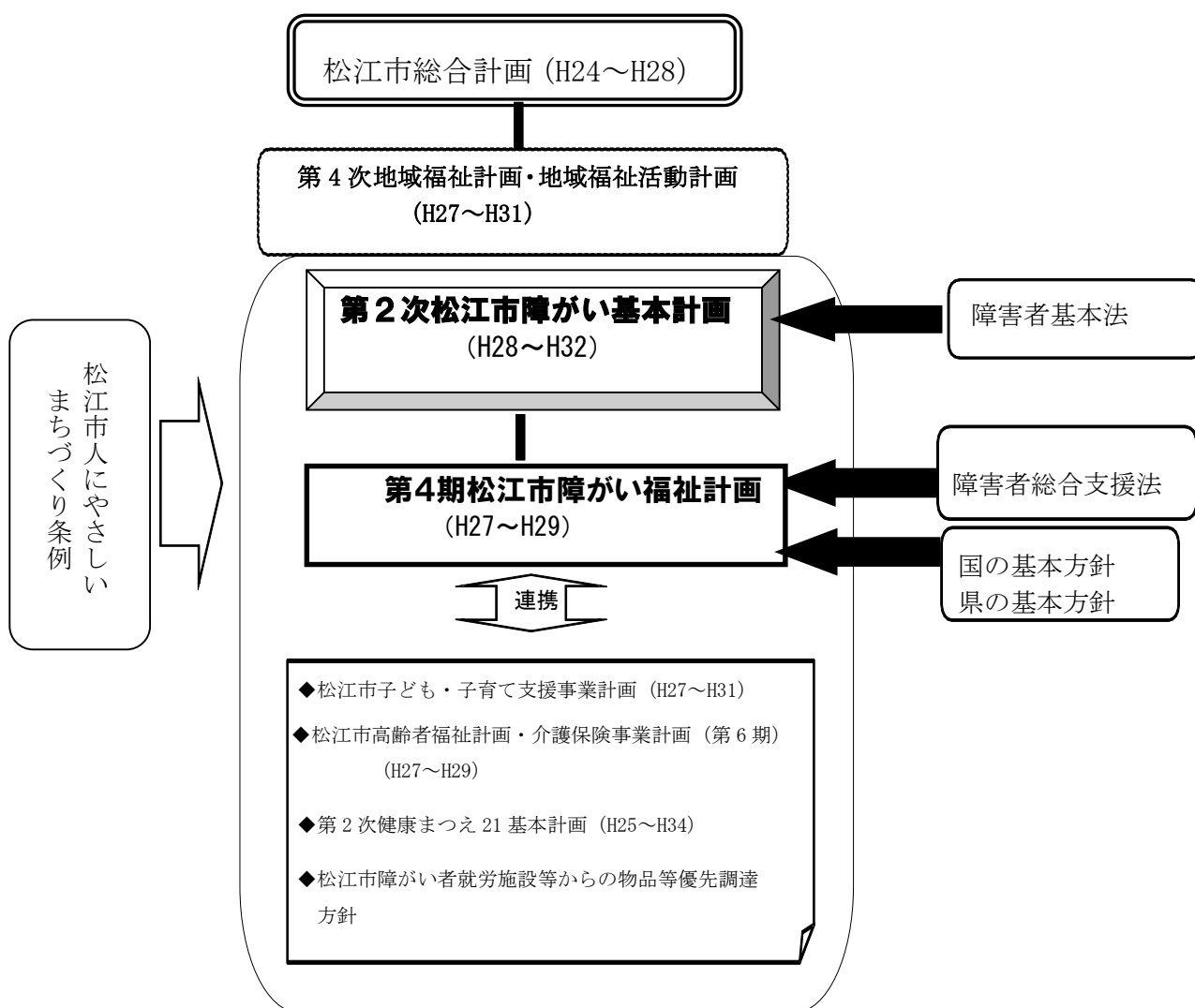
障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」の生活を見据えて、地域づくり、相談、緊急時の受け入れなど、地域生活を支援する機能を集約して行う拠点（又はサテライト型）の整備を目指します。

Ⅲ. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画であり、松江市総合計画を上位計画とし、関連する各分野別の計画と整合性を保ちます。

また、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に作成を義務づけられている松江市障害福祉計画の上位計画として位置づけられます。

■図表 1 計画の位置づけ■



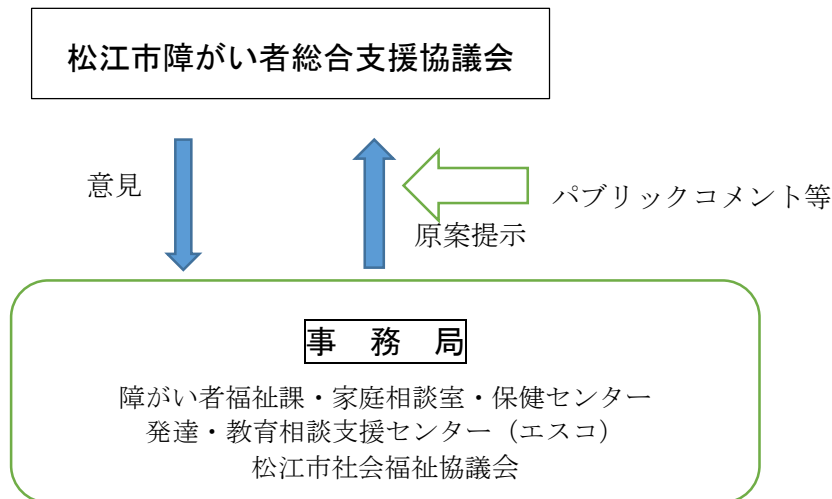
IV. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

V. 策定体制

本計画は、障害者総合支援法に基づき設置する松江市障がい者総合支援協議会^{3*}で内容の検討及び助言等をいただき、策定するものです。

■図表 2 策定体制



【協議会開催経過】

回	開催日	内容
第 1 回	平成 27 年 8 月 19 日	1. 松江市障がい者総合支援協議会の体制及び協議事項について 2. 松江市障がい者総合支援協議会の活動スケジュールについて 3. 松江市第 4 期障がい福祉計画の概要説明について 4. 松江市第 2 次障がい者基本計画について (その他) (仮称) 松江市障がい者差別解消条例の策定の取り組みについて
第 2 回	平成 27 年 10 月 20 日	(報告事項) 1. 松江市第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について 2. 第 2 回 (仮称) 松江市障がい者差別解消条例策定委員会 (9/28 開催) 報告 (協議事項) 1. 松江市第 2 次障がい基本計画骨子案について
第 3 回	平成 27 年 12 月 25 日	(報告事項) 1. 松江市第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について 2. 松江市障がい者サポート企業に対する市長感謝状 3. 第 3 回 松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例策定委員会 (12/15 開催) 報告 (協議事項) 松江市第 2 次障がい基本計画案について
第 4 回	平成 28 年 3 月 11 日	(報告事項) 1. 松江市第 4 期障がい福祉計画の進捗状況について 2. 第 4 回 松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例策定委員会 (3/10 開催) 報告 (協議事項) 1. 松江市第 2 次障がい基本計画案について

³ 松江市の障がい者施策の推進を図るため、障害者総合支援法に基づき外部委員会として障がい者総合支援協議会を設置しています。専門部会として、相談・サービス部会、住まい・働く部会の 2 部会を設置し、重点課題を検討して 2 年に 1 度市長に対し提言を行います。

基本理念

1. 地域住民と共生する社会の実現
2. 住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現

方針1 障がいのある人の人権尊重・相互理解の推進	
(1) 人権尊重の推進	①差別・虐待の禁止（障がい者差別解消条例の策定） ②権利擁護の推進
(2) 相互理解の推進	①啓発・広報の推進 ②地域交流と社会参加の推進
方針2 障がいある人が安心して暮らせるまちづくり	
(1) 相談支援体制の充実	①ライフステージに応じた相談支援体制の充実 ア. 障がいのある子どもの相談支援の充実 イ. 障がいのある人の相談支援の充実 ウ. 高齢の障がいのある人の相談支援の充実 ②医療との連携 ③人材の育成・確保 ④困難事例のサポート
(2) 障がい福祉サービスの充実	
(3) 障がいのある人にやさしいまちづくり	
(4) 緊急時・災害時の支援及び平時からの防災体制の整備	
方針3 障がいのある子どもが健やかに育つ環境の実現	
(1) 保育・教育、療育の充実	①共に過ごす機会の保障 ②環境の充実
(2) 日常生活の支援	①居場所づくり ②地域での取り組み
(3) 早期の就労支援	
(4) 保護者の支援	
方針4 障がいのある人の自立した地域生活の実現	
(1) 社会参加を支援	①情報コミュニケーションの支援 ②日常生活の支援・外出の支援
(2) 就労を支援	①関係機関との連携強化 ②企業の支援
(3) 住まいの確保の支援	
(4) 地域移行・定着を支援	①地域移行の推進 ②地域定着の推進 ③地域生活支援拠点整備の検討

松江市障がい者総合支援協議会 委員名簿

氏名	所属	備考
あごう としひろ 吾郷 利宏	松江市立病院地域医療課医療相談係主任(MSW)	[住まい・働く部会長]
あさづ りょうた 浅津 良太	指定相談支援事業所代表(四ツ葉園ハローネット)	
あべ みさこ 安部 美佐子	松江地区精神障がい者家族連絡協議会副会長	
おおの ちさこ 大野 千佐子	島根県立盲学校教諭	
おきた ひろし 沖田 博司	松江公共職業安定所統括職業指導官	
おくむら たけきよ 奥村 剛清	松江市医師会理事(奥村医院院長)	【副会長】
かきのき みどり 柿木 みどり	松江市手をつなぐ育成会幼児・学校部会部長	
きむら ゆりこ 木村 百合子	松江市民生児童委員協議会連合会理事(障がい者福祉部会長)	
きょう しゅんすけ 京 俊輔	島根大学法文学部社会文化学科福祉社会教室准教授	【会長】
こはら ひろこ 小原 央子	松江地域介護支援専門員協会制度調査部部長	
しもやま はるこ 下山 治子	指定相談支援事業所代表(島根県社会福祉事業団厚生センター)	
たけもり じゅんこ 竹森 順子	島根県松江保健所心の健康支援課長	
ながさわ よしゆき 長沢 嘉之	公募委員	
ながしま とおる 長島 徹	島根県社会福祉事業団厚生センター晴雲サービス管理責任者	
はせがわ みほ 長谷川美穂	島根県中央児童相談所判定保護課長	
はっとり たかゆき 服部 貴之	島根整肢学園東部島根医療福祉センター係長	
ひらさき ゆか 平崎 由加	島根県立松江養護学校進路指導主事	[住まい・働く部会副会長]
ふくい ゆきお 福井 幸夫	松江市身障者福祉協会会長	[相談・サービス部会長]
ふじはら てるひさ 藤原 映久	島根県立大学短期大学部保育学科准教授	[相談・サービス部副会長]
みよし びりん 三好 彌倫	松江障害者就業・生活支援センターぶらす就労支援担当	

(敬称略、氏名五十音順)